河内長野市みどりの基本計画【概要版】

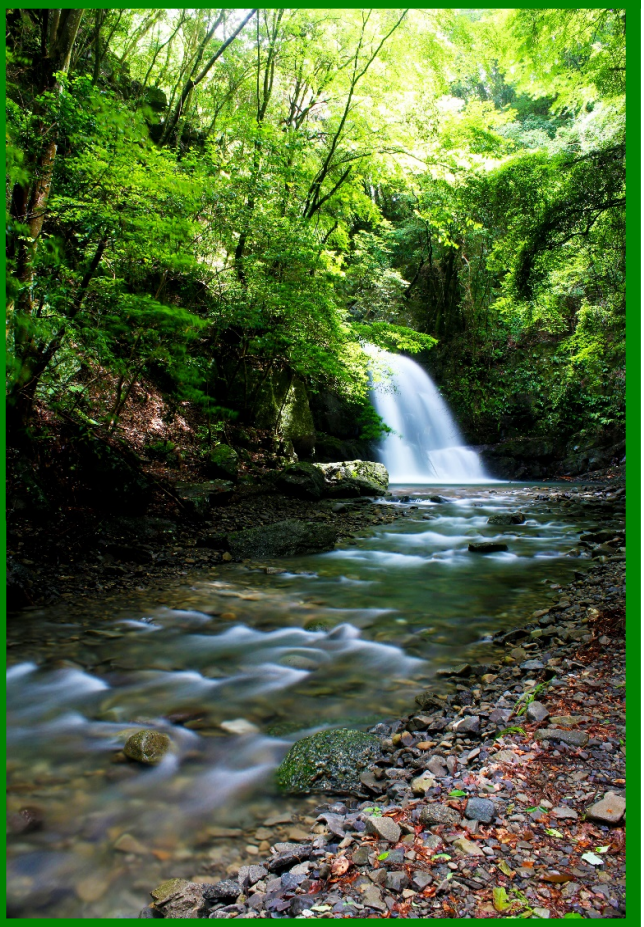

令和４（2022）年３月　河内長野市

計画の基本的事項

みどりの基本計画とは

みどりの基本計画は、都市緑地法第４条に基づき市町村が緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定めるもので、総合的・計画的にみどりのまちづくりの推進を目指すための基本計画です。

計画改定の背景

平成１２年（2000 年）に「河内長野市緑の基本計画」を策定していますが、その後の経済・社会情勢の変化や上位・関連計画の見直し、関係法令の改正に対応するため、計画の改定を行うものです。

計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「河内長野市第 5 次総合計画」に即するとともに、「河内長野市都市計画マスタープラン」、「みどりの大阪推進計画」に適合して策定するものです。

計画の期間と対象とする区域

令和 4 年度（2022 年度）～令和 13 年度（2031 年度）の 10 年間を計画期間とします。計画の対象とする区域は、本市全域とします。

みどりの役割

みどりは、私たちに潤いと安らぎを与え、レクリエーションの場や動植物の生息空間、雨水の貯留等による災害の防止、良好な景観形成など、様々な機能を有しており、それぞれの機能が十分発揮され、補完される仕組みづくりを行うことで、地域の魅力向上や地域力を高めることが期待されます。

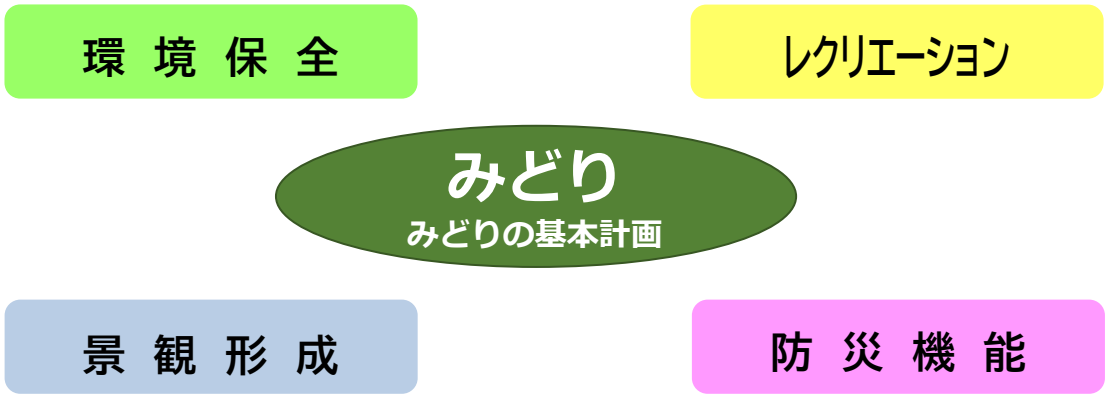

河内長野市の概況とみどりの現況と課題

河内長野市の概況

・大阪府内で３番目に広い市域の７割は山林で、そこから北流する石川や石見川などの河川沿いには平野が開けており、北に向かって河内平野が広がります。

・令和２年度（2020 年度）末時点の人口は 102,920 人で、平成 12 年（2000 年）２月末をピークに人口が減少しています。また、近年は少子高齢化が顕著となっています。

・全国的に大型台風やゲリラ豪雨など一極集中型の降雨の頻発化により災害が甚大化する傾向にあり、本市も夏季を中心に降水量が増加しています。

・北部の平坦地には宅地など建物用地が、南部一帯には山林が分布しています。近年は、空き家・空き地や農地及び山林における耕作放棄地・管理放棄林が増加しています。

みどりの現況

・都市公園の１人当たりの面積が 19.55 ㎡と、大阪府内の市としては最も多く、都市公園法施行令に示されている都市公園の住民１人当たりの敷地面積の標準（10 ㎡）を上回っています。

・南部の山林一帯が地域森林計画対象民有林であり、そのうち南西部は近郊緑地保全区域に指定されています。農用地は市街地に近い西部に指定されており、生産緑地が市街地内に点在しています。また、社寺境内の樹木は、一部保護樹や府・市指定天然記念物に指定されています。本市ではこれらのみどりの保全が図られています。

・令和２年度末でアドプト・パーク団体が７団体、「ふれあい花壇」活用団体が３８団体あり、身近な公園や緑地、花壇の整備、また清掃などの市民参加によるみどりの管理が行われています。

みどりを取り巻く課題

・山地のみどりは、本市や府などにおける重要な骨格的緑地・山地として、また、市街地の里山環境は、生物多様性を確保するための貴重な地域資源として保全に努める必要があります。

・土砂災害等の防止や水源涵養等により、防災、減災に寄与する山地のみどりは、適正な管理・施業の実施により保全整備を図る必要があります。

・河川や水路、ため池、農地などは生物多様性の確保、ヒートアイランドの緩和、洪水防止機能の確保など多面的機能の観点により保全・確保に努める必要があります。

・市内の社寺境内のみどりは、市街地内のまとまったみどりとして、また本市の歴史を伝える重要なみどりとして保全・継承していく必要があります。

・厳しい財政状況の中、老朽化した公園施設の維持補修や更新、大木・高木化が進んでいる緑地の管理等、安全で快適な都市公園の環境を維持していく必要があります。

・少子高齢化や人口減少、まちづくりの方針等、本市を取りまく状況の変化に伴い、事業未着手の都市計画公園についての再評価を行う必要があります。

みどりの将来像と基本方針

みどりの将来像

人と自然がつながり、互いに支え合うまち　河内長野

本市は、行政と市民・市民団体、民間事業者等が相互に連携しながらみどりを保全し、また、みどりを守る人づくりを進めることにより、市民等が一丸となってまちの魅力を次世代へと継承していくことに取り組みます。そして、人と自然が、また人と人とが支え合いながら豊かに暮らしていけるみどりあるまちづくりを目指していきます。

みどりの基本方針

（１）みどりの保全

人口減少・少子高齢化が進む中にあっても、将来にわたってみどりを保全していける仕組みづくりに取り組みます。

（２）みどりの活用

豊かな自然や施設を活用し、体験学習、レクリエーション、観光、地域交流等の場としての利用を促進し、みどりへの関心を高めるとともに、本市ににぎわいを生み出す交流人口を増やす地域資源としての活用を促進します。

（３）都市公園の魅力向上

施設における計画的な更新や様々な管理手法の導入を検討し、都市公園の魅力向上を図ります。また、長期事業未着手・未開設の都市計画公園について見直しを行い、みどりの現況、市民ニーズに応じた都市公園の充実を図ります。

（４）生命（いのち）を守るみどりのまちづくり

自然災害の脅威から市民を守り、また、豊かな生態系を育む森林環境を保全し、安心・安全で豊かに暮らせるよう、持続可能なみどりの管理を行います。

（５）市民参加によるみどりのまちづくりの推進

みどりがまちの魅力を高め、市民生活をより充実させることについて普及・啓発に取り組み、市民、事業者、市民団体、ボランティア団体等、多様な主体によるみどりの保全活動、みどりのまちづくりを推進していきます。

みどりの将来像図

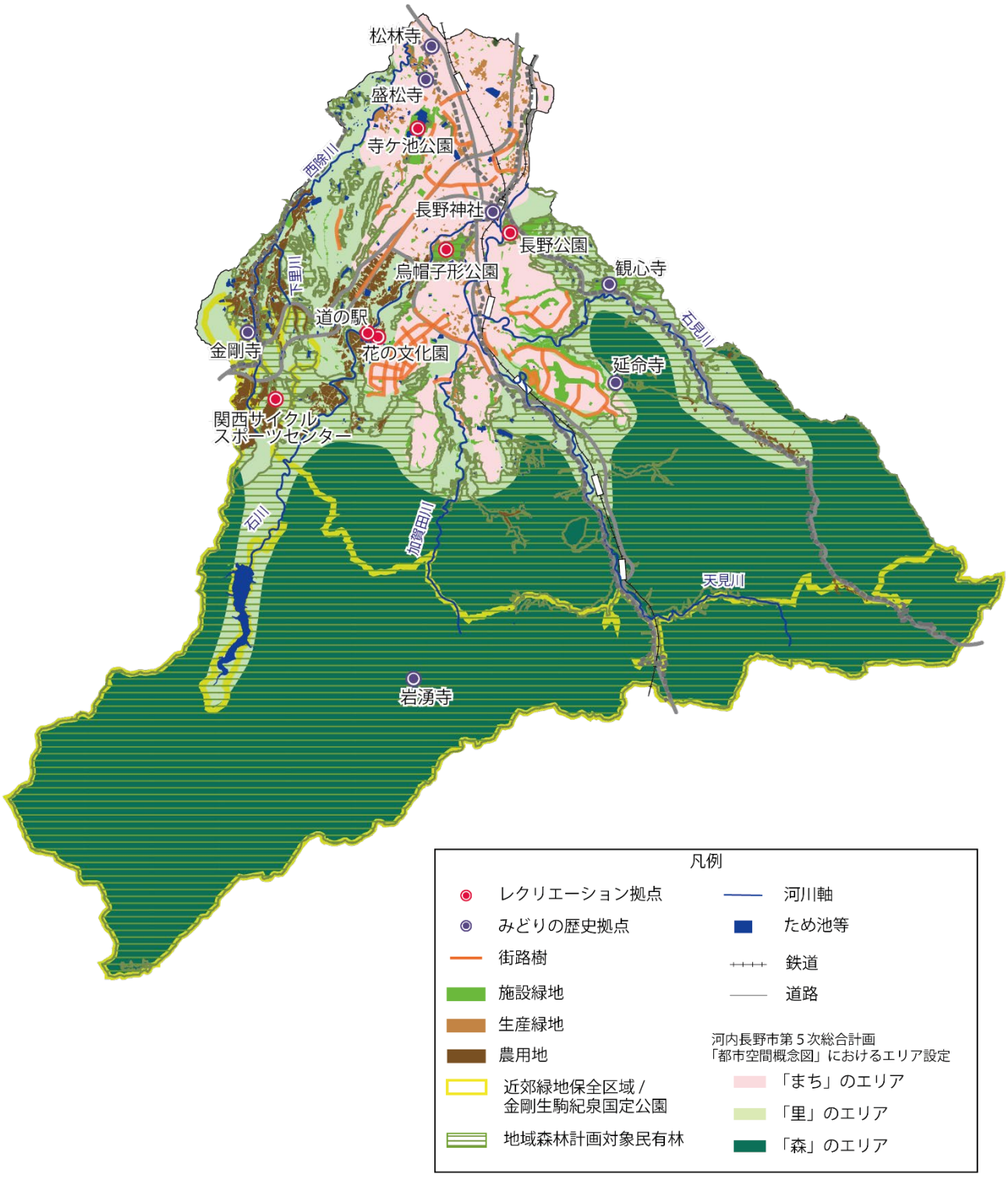

みどりの将来像図

みどりの将来像実現に向けた取り組み

１．みどりを守り、育てる

（１）山林・里山等のみどりの保全

良好な景観の形成、生物多様性の確保、レクリエーションや観光の場、雨水貯留など多様な機能を持つ山林やグリーンベルト、里山の積極的な保全に取り組みます。

①各種制度に基づく規制
②森林経営管理制度の実施
③みどりを守る人づくり
④多様な主体との協働による保全

（２）生物多様性の確保

山林・里山や農地、ため池、河川などのみどりの維持・保全や、緑の連続性に配慮した緑化の推進などにより、生態系の維持・保全・回復を図ります。

（３）農地の保全

特定生産緑地や農用地区域などの指定制度により農地の保全を図ります。また、農業振興を視野に入れた農地の保全活用方策を検討します。

①農業基盤の保全
②農林産物による産業の活性化

（４）社寺境内等のみどりの保全

社寺境内地や古民家等にあるみどりは、地域のシンボルとして保護・保全に努めます。保護樹については本市の条例に基づき、保護に必要となる措置を行います。

（５）「ナラ枯れ」及びクビアカツヤカミキリによる被害への対応

「ナラ枯れ」被害やクビアカツヤカミキリの発生・被害状況を調査し、適切な処置・被害拡大防止策を継続して実施します。

①カシノナガキクイムシによる被害「ナラ枯れ」への対応
②クビアカツヤカミキリによる被害への対応

２．みどりの活用

（１）自然公園の活用

金剛生駒紀泉国定公園は、優れた山並み景観を保持するとともに、市民や来訪者が自然にふれあい、レクリエーションを楽しめる空間として、様々な活用方法を検討します。

（２）アウトドアスポーツや野外レクリエーションの活性化

アウトドアスポーツや野外レクリエーション施設の魅力の発信と来訪者の誘致に取り組み、野外レクリエーション系の観光地としてのにぎわいを生み出します。

３．都市公園の適切な維持管理と魅力向上

（１）都市公園の計画的な維持管理

公園の施設を安全・安心に利用できるよう、河内長野市公園施設長寿命化計画に基づいた定期点検、補修、更新などを適切に行い、計画的かつ効率的な維持管理に取り組みます。

（２）長期事業未着手・未開設の都市計画公園・緑地の見直し

都市計画公園のうち、事業未着手の区域については、都市公園の充足状況を踏まえ、必要性や代替性、実現性などの観点により整備の方向性を見直します。

（３）公園再編・リフレッシュの検討

地域住民等の合意に基づきながら、公園のリフレッシュや公園施設の集約・再編を検討していきます。

（４）都市公園の新たな管理手法の検討

効率的に管理・運営し、新たなにぎわいを生むため、様々な官民連携による管理手法の導入を検討し、都市公園の魅力向上を図ります。

４．防災機能の高いみどりづくり

（１）山地の保全・森林の育成

自然災害の防止、自然環境の保全のため、かわちながの森林プランなどの関連計画に基づいた取り組みにより、山地の健全な森林づくりに努めます。

（２）農地・ため池による雨水貯留機能の維持

地域農業の振興施策とあわせた農地・ため池の保全に努め、都市の雨水一時貯留機能を維持することで、大雨時の内水氾濫の低減を図ります。

（３）安全なまちづくりのための公園整備

広域避難場所や一時避難場所、また災害救護活動の拠点となる都市公園の整備と充実を図り、防災性を考慮した、安全な公共空間の形成を図ります。

５．協働によるみどりの取り組みの推進

（１）ふれあい花壇制度やアドプト制度の普及・啓発

ふれあい花壇やアドプト・パーク・プログラムなどの活動の魅力や制度の概要、参加方法などをホームページや SNS 等により周知し、制度の普及・啓発に取り組みます。

（２）みどりの活動ネットワークの形成

みどりに関する様々な市民活動に取り組む団体が集まる機会を創出し、各種団体間の交流を促進することにより、みどりのまちづくりの活動のネットワークを広げていきます。

（３）多様な主体によるみどりのまちづくりの普及・啓発

緑化教室等を開催し、市民がみどりに触れる機会を創出することで、市民の緑化意識の普及・啓発を図り、緑化活動や緑地の維持管理等を促進します。

計画推進の方策

計画の実施体制

市民・市民団体、民間事業者と行政が相互に連携しながら、本計画にもとづく施策や事業の実施に取り組んでいきます。

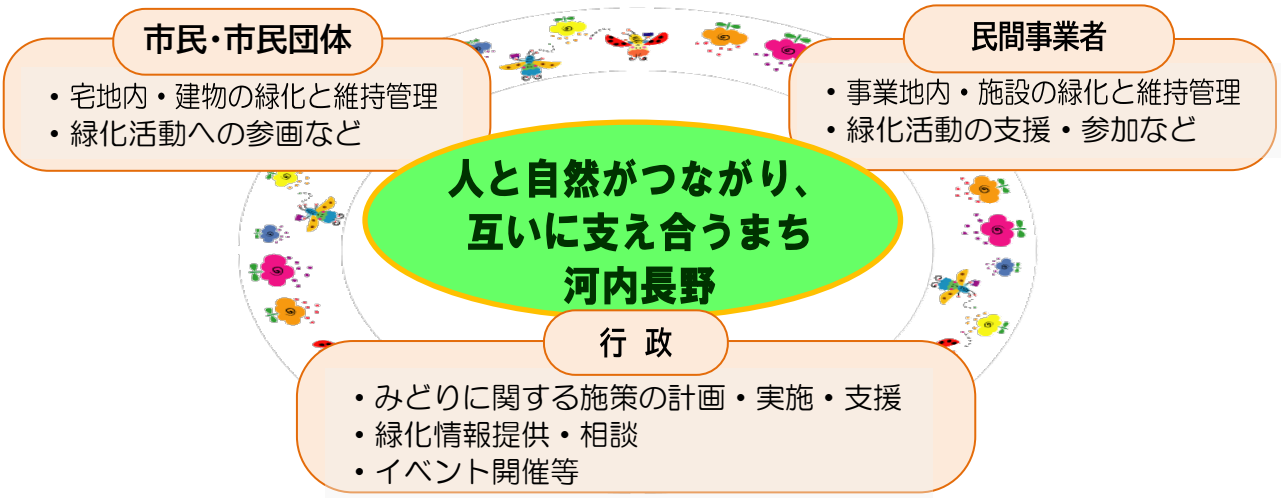

みどりのまちづくりの実施体制・役割分担

計画の進行管理

本計画の進行管理には、計画ー実行ー点検・評価ー見直しを着実に進めていく PDCA サイクルの手法を用い、施策の実現と改善を行っていきます。

定期点検・評価にあたっては、進捗状況と事業効果を把握し、年次評価を行い必要に応じて施策の見直しを行います。あわせて、見直し結果の中から次期計画の検討課題を抽出し、施策へ反映させていく事項について整理します。

計画目標の設定

本計画の成果を評価するため、数値目標を設定します。目標年度は、本計画の計画期間最終年度の令和 13 年度（2031 年度）とします。

◆「公園や緑地などの環境」に関する市民満足度

現況（令和２年度）		目標（令和 13 年度）
「非常に満足」、「やや満足」の役割 ２６．１％	⇒	「非常に満足」、「やや満足」の役割 ４０．０％

◆緑化推進活動団体数

現況（令和２年度末）		目標（令和 13 年度末）
４５団体	⇒	５０団体